

令和3年5月12日（水）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、グンジ建設株式会社（所在地 茨城県潮来市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ
中村 宏（内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ
中山 洋子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ユミコ
田口 由美子（内線5880）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
グンジ建設株式会社	茨城県潮来市新宮 1937-1

2. 指名停止措置期間

令和3年5月12日から令和3年8月11日まで（3カ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、利根川下流河川事務所発注の「R3・4小見川管内維持工事」において、落札者として通知を受けたが、契約に係る保証金を付すことができなかったとの理由により、契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、契約締結を辞退したことは信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内